

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：令和5年4月18日（令和5年（行個）諮問第105号及び同第106号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行個）答申第62号及び同第63号）

事件名：本人が行ったコンプライアンス通報に係る調査記録等の一部開示決定に関する件  
本人が行ったコンプライアンス通報に係る調査記録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書10」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報につき、その一部を不開示とした各決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年12月1日付け原規人発第2212016号及び同第2212015号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 原処分1について

審査請求人は、請求したコンプライアンス通報のすべての内容に大学の不正と特定個人Cのハインリッヒの法則を重視した法令改正を念頭に行われた指示の無視に関係しており、添付の不開示部分もすべて私と関わりのある内容であると考えられる。また、開示された内容では「問題なし」と判断された合理的理由が不明であり、コンプライアンス通報した者がそのコンプライアンス通報者が調査結果の正当性を客観的に判断できない。このことは原子力規制委員会が

違法性の適切な通報を広く通知した（添付1（略））精神が踏みにじられる。また、2011年東日本大震災を機に発生した原発事故の被災者の皆様に係わった私の経緯から、確率係数で表されることのできない大事故を防止するためにも、正式な学内事故対応組織が特定年月日に解散され、正式な組織の関与無く、特定個人Cの高邁な精神が生かされなかったのか、指示を受けた私はその「問題なし」という判断に困惑し、福島県民を含めて、原発事故被災者のことを考えると良心の呵責から艱難辛苦の思いである。

このことから、広く一般に事故事象と事故原因などが法令で広報することが義務づけられているにもかかわらず合理的に「問題なし」の判定を理解し得ない開示が行われたことは、そのこと自体法令に反する開示内容である。よって、特定個人Cの指示に反して、学内の正式でない事故対応組織が作成した最終事故報告書がなぜ受理されて、私のコンプライアンス通報に基づき行われた調査の結果が「問題なし」という判断に至ったのか、添付2（略）の部分は必須としてその経緯に関する記録のすべての内容について開示を求める。

また、特定年頃、放射線管理に関する不正についての通報制度を、原子力規制委員会は各放射線取扱事業所にその通告を促す書類を发出している。この制度の運用が正しく実施されていることを確認するためにも、私の行ったコンプライアンス通報の調査過程は白日の下に晒されるべきである。

#### イ 原処分2について

上記アと同旨。

#### (2) 意見書1

審査請求人から諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため、その記載及び添付資料を省略する。

#### (3) 意見書2

審査請求人から諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため、その記載及び添付資料を省略する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

##### (1) 原処分1について

ア 審査請求人は、令和4年8月31日付けで、法77条1項の規定に基づき、処分庁に対し、別紙の1（1）に記載の保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報1」という。）の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、処分庁は同年9月2日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求1に対し、処分庁は、令和4年9月21日付けで、対

象となる保有個人情報について、開示請求のあった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことができないため、法84条の規定を適用し、同年11月1日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、同年12月5日までに開示決定等を行う旨、審査請求人に通知した。

ウ その後、処分庁は、令和4年10月25日付けで、対象となる保有個人情報の一部について開示決定等を行い、残りの部分（以下「本件対象保有個人情報1」という。）について、同年12月1日、法82条1項の規定に基づき、法78条の不開示情報に該当する部分（以下「本件不開示部分1」という。）を除き、これを開示する原処分1を行った。

エ これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和5年1月17日付けで、諮問庁に対して、原処分1について、処分の変更を求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行い、諮問庁は同月18日付けでこれを受理した。

なお、令和4年10月25日付けの開示決定等についての審査請求は、現在のところ行われていない。

オ 本件審査請求1を受け、諮問庁は、審査請求人の主張について、原処分1の妥当性につき慎重に精査したところ、審査請求人の主張は当たらず、諮問庁による裁決で本件審査請求1を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## （2）原処分2について

ア 審査請求人は、令和4年10月31日付けで、法77条1項の規定に基づき、処分庁に対し、別紙の1（2）に記載の保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報2」といい、本件請求保有個人情報1と併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行い、処分庁は同年11月2日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求2に対し、処分庁は、令和4年12月1日付けで、法82条1項の規定に基づき、対象となる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）について、法78条の不開示情報に該当する部分（以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。）を除き、これを開示する原処分2を行った。

ウ これに対して、審査請求人は、行政不服審査法2条の規定に基づき、令和5年1月16日付けで、諮問庁に対して、原処分2について、処

分の変更を求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行い、諮問庁は同月18日付けでこれを受理した。

エ 本件審査請求2を受け、諮問庁は、審査請求人の主張について、原処分2の妥当性につき慎重に精査したところ、審査請求人の主張は当たらず、諮問庁による裁決で本件審査請求2を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 審査請求に係る保有個人情報の概要

### (1) 原処分1について

処分庁が、本件対象保有個人情報1として特定した、別紙の2(1)に掲げる文書1ないし文書8である（原文ママ）。

### (2) 原処分2について

処分庁が、本件対象保有個人情報2として特定した、別紙の2(2)に掲げる文書1ないし文書10である（原文ママ）。

## 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

### (1) 原処分1について

処分庁は、令和4年12月1日付けで、本件対象保有個人情報1について、法78条1項2号本文に該当する個人名等、同項3号イに該当する法人名、同項7号本文に該当する事案名等を除いて部分開示する旨の原処分1を行った。

### (2) 原処分2について

処分庁は、令和4年12月1日付けで、本件対象保有個人情報2について、法78条1項2号本文に該当する個人名等、同項3号イに該当する法人名、同項7号本文に該当する事案名等を除いて部分開示する旨の原処分2を行った。

## 4 審査請求人の主張

### (1) 原処分1について

#### ア 審査請求の趣旨

原処分1を取り消し、全部開示を要求する。

#### イ 審査請求の理由

本件不開示部分1は、全て審査請求人と関わりのある内容であると考えられるため。

また、原処分1では、審査請求人のコンプライアンス通報に基づき行われた調査の結果が「問題なし」と判断された合理的理由が不明であり、審査請求人がその正当性を客観的に判断できないため。

さらに、放射線管理に関する不正についての通報制度の運用が正しく実施されていることを確認するため。

### (2) 原処分2について

#### ア 審査請求の趣旨

上記（１）アと同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分２」と読み替える。）。

#### イ 審査請求の理由

上記（１）イと同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分２」、「本件不開示部分１」とあるのは「本件不開示部分２」と読み替える。）。

### 5 審査請求人の主張についての検討

#### （１）原処分１について

原処分１について、本件不開示部分１には、審査請求人が通報した公益通報事案（以下「本件公益通報」という。）に関する審査請求人以外の個人名等が記載されていることから、法７８条１項２号本文に該当し、これらを開示すれば、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

また、本件不開示部分１には、法人名が記載されていることから、同項３号イに該当し、これらを開示すれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

さらに、本件不開示部分１には、本件公益通報に関する調査手法等に関する情報が記載されていることから、同項７号本文に該当し、これらを開示すれば、処分庁における公益通報事務処理に係る調査の手順や範囲、公益通報された情報に対する着目の仕方等が明らかになり、その結果、公益通報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、処分庁は、同項２号本文、３号イ及び７号本文に基づき、原処分１を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、原処分１を取り消し、本件不開示部分１も含め、全部開示するよう要求している。

この理由として、審査請求人は、上記４（１）イに記載のとおり、「本件不開示部分１は、全て審査請求人と関わりのある内容であると考えられるため」、「処分庁による部分開示決定では、審査請求人のコンプライアンス通報に基づき行われた調査の結果が「問題なし」と判断された合理的理由が不明であり、審査請求人がその正当性を客観的に判断できないため」及び「放射線管理に関する不正についての通報制度の運用が正しく実施されていることを確認するため」の３点を挙げているが、本件不開示部分１に記載されている審査請求人以外の個人名等及び法人名については、それぞれ同項２号本文及び３号イ所定の除外事由に当たり、本件公益通報に関する調査手法等に関する情報については、公益通報事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるから、同項７号本文に該当する上、審査請求人が指摘する前記事情は、いずれも、処分庁における公益通報に係る調査等の業務への支障や、審査請求人以外の個人及び法人の権利利益等には関係がないことから、処分庁が、

本件不開示部分1について、同項2号本文、3号イ及び7号本文に該当するとした判断に影響を与えることはない。

よって、審査請求人の主張は、諮問庁が原処分1を取り消す理由にはならない。

#### (2) 原処分2について

上記(1)と同旨(ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「本件不開示部分1」とあるのは「本件不開示部分2」、「上記4(1)イ」とあるのは「上記4(2)イ」と読み替える。)

#### 6 結論

以上より、本件審査請求については、審査請求人の指摘は当たらず、原処分は妥当であることから、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月18日 諮問の受理(令和5年(行個)諮問第105号及び同第106号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年5月10日 審議(同上)
- ④ 同年6月5日 意見書1及び資料を受領(同上)
- ⑤ 同年7月10日 意見書2及び資料を受領(同上)
- ⑥ 令和8年5月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議(同上)
- ⑦ 同年6月10日 令和5年(行個)諮問第105号及び同第106号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件文書に記録された個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、その一部を法78条2号、3号イ及び7号柱書き(なお、上記第3において「法78条1項2号本文」、「法78条1項3号イ」及び「法78号1項7号本文」とあるのは、それぞれ「法78条2号」、「法78条3号イ」及び「法78条7号柱書き」の明白な誤記と認める。)に該当するとして不開示とする原処分を行った(原処分において不開示とされた部分及び理由は、別表1のとおりである。)

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の全部開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、

本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 別表2に掲げる部分を除く部分について

当該部分は、原処分において、法78条7号柱書きに該当するとして不開示とされている。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分は、本件公益通報に係る原子力施設安全情報申告調査委員会資料及び検討に係る資料の一部であり、審査請求人からの本件公益通報に対する原子力規制委員会の今後の具体的な処理方針が、その検討過程及び理由とともに具体的に記載されていると認められる。

次に、当審査会事務局職員をして、原子力規制委員会のウェブサイト等を確認させたところ、当該部分が掲載されている事実は確認できなかったため、当該部分に記載された情報は、審査請求人が法令の規定又は慣行により知り得る情報であるとは認められない。

そうすると、当該部分を公にすると、公益通報された情報に対する着目の仕方等が明らかになり、その結果、公益通報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第3の5の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該部分は、今後の原子力規制委員会における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることと認められることから、法78条7号柱書きに該当し、不開示とするのが妥当である。

### (2) 別表2に掲げる部分について（開示すべき部分）

#### ア 別表2の番号1に掲げる部分について

当該部分は、審査請求人が原子力規制委員会の公益通報窓口及び本件公益通報の調査に係る担当者とやり取りしたメール及びその添付資料の一部であると認められる。

そうすると、当該部分に記載された情報は、審査請求人が既に知っている情報であることから、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であったとしても、法78条2号ただし書イに該当し、また、法人に関する情報及び調査の経緯等に関する情報であったとしても、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、原子力規制委員会における公益通報に係る調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 別表2の番号2に掲げる部分について

当該部分について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、特定大学のウェブサイトで公表されている資料に記載されている情報であると認められる。

そうすると、当該部分に記載された情報は、公知の情報として審査請求人が慣行として知ることができる情報であることから、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であったとしても、法78条2号ただし書イに該当し、また、法人に関する情報及び調査の経緯等に関する情報であったとしても、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、原子力規制委員会における公益通報に係る調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 別表2の番号3に掲げる部分について

当該部分は、審査請求人の通報の経緯及び通報事項の要約等であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

そうすると、当該部分を開示したとしても、原子力規制委員会における公益通報に係る調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

エ 別表2の番号4及び番号5に掲げる部分について

(ア) 当該部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明があった。

当該部分は、原子力規制委員会が本件公益通報に係る調査に当たって作成し、聞き取りした内容について書込みをした文書並びに本件公益通報に係る概要、聞き取り調査結果及び答申案等に関して記載した文書の一部である。

(イ) 当該部分は、本件公益通報に係る原子力規制委員会における調査に関する資料の一部であるが、審査請求人に関する事項が記載されており、既に開示されている内容からすると、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

(ウ) そうすると、別表2の番号4に掲げる部分は、特定大学職員の苗字及び肩書であり、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるが、当該部分は審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

また、別表2の番号5に掲げる部分については、これを開示することにより、原子力規制委員会における公益通報に係る調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

#### (1) 本件請求保有個人情報1 (諮問第105号)

特定年月日付け特定文書番号として提出された放射能漏洩事故に関して、2件のコンプライアンス通報が私から行われた。これら通報に関する調査過程で、当時担当であった特定個人A、および事故連絡担当の特定個人B、その上長である特定個人C並びにその後任が、コンプライアンス通報によって行われた調査において行った陳述内容の記された調査過程の記録（録音やメモを含む）と、その調査によって判断された事実認定と調査結果および通報後の調査を経て明らかになった事実認定と、調査結果を受けて事故に対する何らかの措置が必要と判断された場合はその措置に関するすべての記録の開示を求める。

#### (2) 本件請求保有個人情報2 (諮問第106号)

特定年月日付け特定文書番号として提出された放射能漏洩事故に関して、2件のコンプライアンス通報が行われた。これら通報に関する調査過程で、当時担当であった特定個人A、および事故連絡担当の特定個人B、その上長である特定個人C並びにその後任が、コンプライアンス通報によって行われた調査において行った陳述内容の記された調査過程の記録（録音やメモを含む）と、その調査によって判断された事実認定と調査結果および通報後の調査を経て明らかになった事実認定と、調査結果を受けて事故に対する何らかの措置が必要と判断された場合はその措置に関するすべての記録と係わった担当官の氏名、ならびに「問題なし」との判断に至った経緯のわかる記録の開示を求める。

### 2 本件文書

#### (1) 原処分1

文書1 01\_\_原子力施設安全情報申告調査委員会資料

文書2 02\_\_情報提供者との情報交換資料

文書3 03\_\_メール：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答

文書4 04\_\_メール：Re：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答

文書5 05\_\_説明資料

文書6 06\_\_資料（情報提供について）

文書7 07\_\_原子力施設安全情報申告調査委員会資料

文書8 08\_\_原子力施設安全情報申告調査委員会（第30回会議）議事要旨（案）

(2) 原処分2

文書1 01\_\_原子力施設安全情報申告調査委員会資料

文書2 02\_\_情報提供者との情報交換資料

文書3 03\_\_メール：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答

文書4 04\_\_メール：Re：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答

文書5 05\_\_説明資料

文書6 06\_\_資料（情報提供について）

文書7 07\_\_原子力施設安全情報申告調査委員会資料

文書8 08\_\_原子力施設安全情報申告調査委員会（第30回会議）議事要旨（案）

文書9 09\_\_調査メモ

文書10 10\_\_時系列及び調査メモ

(注：文書1ないし文書8は、原処分1において特定された文書1ないし文書8と同一である。)

別表 1

番号	文書	不開示部分		法 7 8 条各号 該当性	不開示とした理由
		該当箇所	不開示となる 情報		
1	文書 1	6 頁、7 頁、 1 6 頁、2 1 頁及び2 5 頁	個人名、住 所、電話、F A X 番号等が 記載された部 分	法 7 8 条 2 号	個人に関する情 報であって、特 定の個人を識別 することができるもの（他の情 報と照合することにより特定の 個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を 識別することはできないが、公 にすることにより、なお個人の 権利利益を害す おそれがある ものであるため。
	文書 2	2 頁、3 頁、 7 頁、8 頁、 1 6 頁ないし 2 0 頁、3 5 頁、3 6 頁、 3 9 頁、4 0 頁、4 4 頁な いし4 6 頁、 4 8 頁、6 2 頁、6 7 頁な いし6 9 頁、 7 3 頁、7 4 頁、7 6 頁な いし7 9 頁、 8 1 頁、8 4 頁、8 5 頁、 8 7 頁ないし 9 0 頁、9 2 頁ないし9 5 頁、9 7 頁な いし1 0 0 頁、1 0 5 頁、1 0 6 頁、1 1 6 頁、1 2 7 頁 ないし1 3 2 頁、1 3 4 頁 ないし1 4 3	個人名、住 所、電話、F A X 番号等が 記載された部 分		

		頁、147 頁、149 頁、150 頁、159頁 ないし163 頁及び175 頁			
	文書8	1頁	個人名が記載 された部分		
	文書9	1頁及び2頁	個人名が記載 された部分		
	文書10	3頁及び4頁	個人名が記載 された部分		
2	文書1	1頁ないし9 頁、11頁、 12頁及び1 5頁ないし2 7頁	事案名、報告 日、施設名、 日付並びに調 査の経緯及び 内容等が記載 された部分	法78 条7号 柱書き	本件公益通報に 関する調査手 法、処理方針、 調査内容及び検 討内容に関する 情報が記録され ており、これら を開示すると、 原子力規制委員 会における公益 通報事務処理に 係る調査の手順 や範囲、公益通 報された情報に 対する着目の仕 方等が明らか になり、その結 果、公益通報さ れた情報に係る 調査等の業務に 支障を及ぼすお それがあるため。
	文書2	2頁ないし4 頁、7頁、8 頁、34頁な いし41頁、 43頁ないし 50頁、52 頁、54頁、 56頁、58 頁、60頁、 62頁ないし 64頁、67 頁ないし71 頁、74頁、 76頁、77 頁、79頁、 81頁、84 頁、85頁、 87頁ないし	事案名、報告 日、施設名、 日付並びに調 査の経緯及び 内容等が記載 された部分		

	90頁、94 頁ないし97 頁、99頁な いし107 頁、110 頁、111 頁、114頁 ないし118 頁、124頁 ないし152 頁、154頁 ないし157 頁及び178 頁			
文書3	1頁	日付及び施設 名が記載され た部分		
文書4	1頁	日付及び施設 名が記載され た部分		
文書5	1頁及び2頁	日付、施設名 並びに調査の 経緯及び内容 等が記載され た部分		
文書6	1頁及び2頁	施設名、事案 名、日付及び 肩書が記載さ れた部分		
文書7	1頁ないし3 頁	施設名、事案 名、日付、調 査内容及び肩 書等が記載さ れた部分		
文書8	1頁及び2頁	施設名、事案 名、日付及び 調査内容等が		

			記載された部分		
	文書 9	1 頁及び 2 頁	日付、施設名、肩書並びに調査の経緯及び内容が記載された部分		
	文書 10	1 頁ないし 4 頁	事案名、報告日、施設名、日付、肩書並びに調査の経緯及び内容が記載された部分		
3	文書 1	1 5 頁	法人名が記載された部分	法 7 8 条 3 号 イ	法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
	文書 2	1 1 4 頁	法人名が記載された部分		

※ 文書 1 の以下の部分は保有個人情報の対象外

1 6 頁及び 1 7 頁 議事概要：資料 3、参考資料 1 - 1

2 1 頁及び 2 2 頁 議事概要：資料 2 - 1、2 - 3、2 - 4、2 - 5、2

－ 6

25頁及び26頁 議事概要：資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-6、2-7、2-8

※ 文書8の以下の部分は保有個人情報の対象外

1頁及び2頁 議事概要：資料2-1、2-3、2-4、2-5、2-6

別表2

番号	文書	頁数	開示すべき部分
1	文書1	3頁ないし5頁	不開示部分の全て
	文書2	2頁ないし4頁、7頁、8頁、16頁ないし20頁、34頁ないし41頁、43頁ないし50頁、52頁、54頁、56頁、58頁、60頁、62頁ないし64頁、67頁ないし71頁、73頁、74頁、76頁ないし79頁、81頁、84頁、85頁、87頁ないし90頁、92頁ないし107頁、110頁、111頁、114頁ないし118頁、124頁ないし152頁、154頁ないし157頁、159頁ないし163頁、175頁及び178頁	
	文書3	すべて	
	文書4	1頁	
2	文書1	6頁ないし15頁	不開示部分の全て
3	文書1	1頁及び2頁	不開示部分の全て
		16頁	「議事概要」(1)の資料4の資料名
		18頁及び19頁	18頁の資料名、「1. 情報提供者から送付された現在までの経緯」及び「2.

			情報提供内容」の不開示部分
		2 1 頁	「議事概要」(1)の資料2-2の資料名
		2 3 頁	2 3 頁の資料名及び「1. 情報提供者から新たに送付された情報の内容」の1 9 行目の不開示部分
		2 5 頁	「議事概要」(1)の資料2-5の資料名
	文書 6	すべて	不開示部分の全て
	文書 7	1 頁ないし 3 頁	1 頁の資料名、「1. 情報提供者から送付された現在までの経緯」及び「2. 情報提供内容」の不開示部分
	文書 8	1 頁	「議事概要」(1)の資料2-2の資料名
4	文書 9	1 頁	表の「誰が」欄の 4 番目の欄、 5 番目の欄及び 7 番目の欄ないし 9 番目の欄の不開示部分
		2 頁	表の「誰が」欄の 2 番目の欄、 3 番目の欄及び 5 番目の欄の不開示部分
	文書 1 0	3 頁	表の「誰が」欄の 4 番目の欄、 5 番目の欄及び 7 番目の欄ないし 9 番目の不開示部分
		4 頁	表の「誰が」欄の 2 番目の欄、 3 番目の欄及び 5 番目の欄の不開示部分
5	文書 5	1 頁	資料名、「1. . . . . から原子力規制委員会に提出された事故報告書の概要」、「2. 事故報告」及び「3. 通報者の指摘」の不開示部分

		2 頁	「6. 回答方法及び回答案」の不開示部分
文書 9		1 頁	表の「日付」欄の 1 番目の欄及び 4 番目の欄ないし 9 番目の欄、「行動」欄の 4 番目の欄、5 番目の欄、7 番目の欄、8 番目の欄及び 9 番目の欄並びに「誰が」欄の 1 番目の欄及び 6 番目の欄の不開示部分
		2 頁	表の「日付」欄の 2 番目の欄、3 番目の欄、5 番目の欄、及び 7 番目の欄、「行動」欄の 2 番目の欄（手書き部分を除く）、3 番目の欄、5 番目の欄、8 番目の欄及び 10 番目の欄並びに「誰が」欄の 10 番目の欄の不開示部分
文書 10		1 頁	上から 1 番目ないし 7 番目の不開示部分
		2 頁	上から 1 番目ないし 5 番目の不開示部分
		3 頁	表の「日付」欄の 1 番目の欄及び 4 番目の欄ないし 9 番目の欄、「行動」欄の 4 番目の欄、5 番目の欄、7 番目の欄、8 番目の欄及び 9 番目の欄並びに「誰が」欄の 1 番目の欄及び 6 番目の欄の不開示部分
		4 頁	表の「日付」欄の 2 番目の欄、3 番目の欄、5 番目の欄、及び 7 番目の欄、「行動」欄の 2 番目の欄、3 番目の欄、5 番目の欄、8 番目の欄及び 10 番目の欄並

			びに「誰が」欄の10番目の欄の不開示部分
--	--	--	----------------------

※表の欄の数え方については、項目名が記載された欄は数えない。